

武蔵野市保育料審議会  
答申

令和4年10月28日



## 1 はじめに

本審議会は、平成 24 年度及び平成 26 年度審議会での「定期的に審議会を開催すべき」との意見、また平成 30 年度審議会での「次回は幼児教育・保育の無償化による影響を考慮できる時期に開催すべき」との意見を受けて、前回（平成 30 年度）から 4 年後となる令和 4 年度に、武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則第 7 条の規定に基づき、開催されたものである。

前回の答申後の保育に関わる大きな動向としては令和元年 10 月に開始された幼児教育・保育の無償化があるが、今回の審議会では、令和 4 年 6 月 30 日に市長からの諮問を受け、この無償化の影響を踏まえながら特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下、「認可保育施設」）の利用者負担（以下、「保育料」）の額の適正な水準について検討をするとともに、市立保育園における延長保育の保護者負担金、一時保育及び年末保育の利用料、病児・病後児保育の保護者負担金について議論を行った。

なお、審議にあたっては、子どもの最善の利益が保障されることを前提とした上で、公平感のある保育料の設定となるよう、各委員により多角的な議論が行われた。

以下、本審議会の意見について答申する。

## 2 確認事項

### (1) 保育料について

#### ① 武蔵野市の保育料の設定について

保育料は保護者の市区町村民税の所得割合算額\*の階層（A～C の 3 段階、D1 から D24 の計 27 階層）毎に、0 歳児、1・2 歳児、3 歳児以上の区分に分けて設定されている。また、認可保育施設の保育時間は保育の必要量によって保育標準時間（最大 11 時間）、保育短時間（最大 8 時間）に分かれているが、この時間を基に、保育短時間の保育料は保育標準時間の 11 分の 8 に設定されている。なお、保育料については国の徴収基準額より市の基準額を低く設定する（市が一部を負担する）ことによって、保護者の経済的負担が軽減されている。また、子どもが複数いる多子世帯の保育料については、東京都の減免制度により、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となっている。

\* 調整控除を除き税額控除は適用しない

#### ② 前回の答申について

前回の保育料審議会は平成 30 年度に開催されたが、当時は、翌年に開始予定の幼児教育・保育の無償化、子ども・子育て支援新制度（平成 27 年度）への移行から 5 年後を目途に行われる制度見直し等、保育料に大きく影響を与える事項が不確定の状況にあった。そのため、待機児童解消に向けた保育施設の整備の進展や保育短時間認定の保育料が他自治体よりも低く抑えられている現状等、保育料改定の要素はあるものの、改定に向けた審議は難しいとの結論となり、据え置くことが妥当であるという判断がされた。

#### ③前回の答申後の動向について

令和元年 10 月に幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3～5 歳児までの保育料、市区町村民税非課税世帯の 0～2 歳児の保育料が無償（施設により全額または一部無償）となった（本審議会で審議する認可保育施設の保育料については全額無償）。なお、制度の開始にあたっては、子ども・子育て支援新制度の対象でない施設についても無償化の対象とするために、従来の教育・保育給付認定（1号認定・2号認定・3号認定）のほかに、新た

に施設等利用給付認定（子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の1号認定、認可外保育施設等の3～5歳児の2号認定、同じく0～2歳児（市区町村民税非課税世帯）の3号認定）が設けられた。

## (2) 利用料等について

### ① 延長保育

保護者の就労の実態や通勤時間を考慮し、保育標準時間の利用可能時間（7:30～18:30）を超えて保育を実施。市立保育園（南保育園、境保育園、境南保育園、吉祥寺保育園）における延長保育の保護者負担金（利用料）は月額 2,500 円、1 回毎 500 円。（市内の民間認可保育施設でも同様に延長保育（時間は各園により異なる）が行われている。）

### ② 一時保育

保護者が通院や仕事等で保育ができない場合、子育てから離れてリフレッシュしたい場合等に一時的に保育を実施。市立保育園では南保育園で実施されており、利用料は2時間毎に1,000円。（市内の一部の民間認可保育施設でも同様の事業が行われている。）

### ③ 年末保育

認可保育所が休園をする12月29日、30日に保護者が就労等の理由で保育を行うことができない場合に、市立保育園で保育を実施。利用料は日額3,000円。

### ④ 病児・病後児保育

病期中又は病気の回復期にあるが、保護者の就労等により家庭で療養することが困難な児童（生後6か月～小学3年生）に対して施設で保育を実施（民間の3施設）。保護者負担金（利用料）は4時間以内2,500円、4時間超5,000円。

## 3 検討の内容と結論

### (1) 幼児教育・保育の無償化の影響について

#### ① 保護者の経済的負担への影響

令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化により、認可保育施設を利用する3歳児以上の児童の保護者の経済的負担は大幅に軽減されている。0～2歳児の保育料については、市町村民税非課税世帯のみ無償化の対象となっているため、それ以外の世帯は引き続き負担が発生しているが、保育の実施に要する経費のうちの多くの部分を保育の無償化や補助金の支出等により国、東京都、市が負担し（別紙1参照）、また保育料について国の徴収基準額（保育料）より市の徴収基準額が低く設定されることで、経費全体における保育料の割合は抑えられている（別紙2・別紙3参照）。

#### ② 市の財政への影響

市の財政面を見ると、待機児童対策に伴う認可保育施設の増加及び利用者の増加により保育の実施に要する経費が拡大し、それに合わせて市の負担額も増大しているが、幼児教育・保育の無償化の開始後、国、東京都の交付金等が増加することにより、経費全体における市の負担の割合は減少している（別紙4参照）。このことから、幼児教育・保育の無償化は、市の負担について軽減の方向で作用したと考えられる。

### ③ 認可保育施設の利用への影響

認可保育施設の利用は幼児教育・保育の無償化の開始前から増加傾向にあるが、制度の開始（令和元年（2019年）10月）の前後で伸び方に顕著な差は表れておらず（別紙5参照）、武蔵野市における認可保育施設の利用への影響は限定的だったと言える。

## (2) 保育料について

審議会における議論の中で、子育て世帯の負担感の緩和のために保育料を全体的に引き下げたほうがいいのではないか、国の徴収基準との差が少ない階層等に限定して保育料を引き下げたほうがいいのではないか、といった意見が出された。また一方で、不安定な要素を抱える社会情勢の中では利用者負担は低くあることが一般的に望まれるものの、保育料の検討にあたって市の施策全体の中でのバランスも考える必要がある、保育料の階層を増やしてその一部の負担を増やすほうがいいのではないか、という意見もあった。それらを踏まえた上で、本審議会として今後の保育料について以下のように考えた。

国の幼児教育・保育の無償化の制度により認可保育施設を利用する3歳児以上の児童は保育料の負担がなくなっているが、0～2歳児については市区町村民税非課税世帯のみ保育料が無償となっているため、0～2歳児の保育料の水準について検討が必要になる。0～2歳児は3歳児以上の児童と比較して保育に要する費用が非常に大きくかかる一方で、前述のように、そのうちの多くの部分を保育の無償化や補助金の支出等によって国、東京都、市が負担している。また、保育料についても国の徴収基準額より市の徴収基準額を低く設定することで、保護者の負担が緩和されるよう図られている。そのため本審議会では、限りある財源の配分に関して、家庭で保育を行っている（保育施設に子どもが通所していない）世帯や子育て世帯以外の世帯とのバランスの確保が重要であることを考慮し、保育料を抑えるためにさらに公費を投入すべきとの結論には至らなかった。

一方で、仮に0～2歳児の保育料を引き上げるとした場合、該当する世帯の実質的な負担の増加につながるだけでなく、保育料が無償である3歳児以上との差が拡大することで負担感が相対的に増加することも懸念される。また、児童1人当たりの保育に要する経費における市の負担の割合は低下傾向にあり、市の財政面を考慮しての保育料の引き上げが必要な状況にはないと考えられる。

また、保護者の経済的な側面に注目した際、前回（平成30年度）との比較で保護者の所得階層の分布に大きな変化が生じていないことから（別紙6参照）、現段階で保育料の改定を行う積極的な理由を見つけることはできなかった。

以上から、本審議会としては現状の保育料の設定の継続が適当と考える。

なお、保育標準時間、保育短時間の保育料の設定については、平成26年度の答申にもあるように、家庭的保育事業等、保育短時間のみの施設を利用する世帯が延長保育を利用した場合に、延長保育料と合わせた保育料が保育標準時間の保育料を超えてしまうことがあることから、そのことについて配慮している現状の設定には合理性があり、本審議会としてはこれを継続することが適当と判断した。

## (3) 利用料等について

### ① 延長保育の保護者負担金

保育標準時間外に職員を配置する必要があることを踏まえると、現在の額の負担を保護者に求めることには合理性はある。また、近隣の自治体と比較した際、保護者負担金（利用料）の設定の枠組みに違いがあり、単純な比較はできないものの、本市の額が均衡を逸した水準にはないと言えるため、

本審議会としては現状の保護者負担金の設定の継続が適当と考える。

② 一時保育の利用料

市内の民間保育施設の多くで同額の利用料が設定されており、仮に利用料の改定を行った場合、それらの施設への影響も想定される。こうしたことから、本審議会としては現状の利用料の設定の継続が適当と考える。

③ 年末保育の利用料

実施日数や利用者数、また近隣の市区も本市と同額の利用料となっているところが多いことを踏まえ、本審議会としては現状の利用料の設定の継続が適当と考える。

④ 病児・病後児保育の保護者負担金

提供している事業の内容や看護師を配置するための経費がかかっていること等を考慮すると、現状の保護者負担金は適当な水準と言える。また、仮に引き下げを行った場合に事業者の運営に影響することも想定されるため、本審議会としては現状の利用料の設定の継続が適当と考える。

## 4 付帯事項

### (1) 認可外保育施設の利用への配慮について

武蔵野市ではこれまで認可外保育施設の利用者への助成として、認証保育所を利用する世帯に対して、認可保育施設を利用した場合の保育料との差額相当の助成を行ってきた。多摩地域では同様の制度を設けている市が多くあるが、その半数以上が企業主導型保育事業を利用する際の保育料についても助成を行っている。企業主導型保育事業は、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として平成 28 年度に内閣府が開始した制度だが、定員には従業員枠のほか地域住民が利用する地域枠を設けることができる。施設の開設に関して市には認可権限がないが、市内の企業主導型保育事業の多くに地域枠が設けられており、現状、待機児童対策において重要な役割を担っていることから、認証保育所と同様の利用者助成を行うことが適当と考える。

### (2) 家庭で保育を行っている世帯への支援について

武蔵野市ではこれまで積極的に保育施設を整備し、増加する保育需要に対応してきた一方で、家庭で保育を行っている世帯等への支援として、前述の一時保育等の一時預かり事業の実施、保育施設や幼稚園、0123施設、コミセン親子ひろば等乳幼児とその保護者が交流、相談できる場の開設に取り組むなど、地域における子育て支援の展開を図ってきた。今後も、一時預かり事業の実施施設の拡充、多様な子育て支援団体との連携、保育施設や幼稚園等における幅広い子育て支援の実施等を通して、家庭で保育を行っている（保育施設に子どもが通所していない）世帯も安心して地域で子育てを続けられる環境がさらに充実することを期待したい。

## 5 おわりに

令和 4 年度に入り、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、円高等の影響により物価が上昇傾向にある。今後の情勢の変化を見通すことは困難であり、現下の動向を直ちに保育料に反映するには至らなかったが、現在、世界経済にみられる様々な不安定要素が今後、日本経済にさらに影響を与えることも予想さ

れる。今回の審議会では、新型コロナウイルス感染症の拡大により収入が下がった家庭が少なくないとの意見もあった。こうしたことから、次回以降の審議会では中長期的な推移を踏まえた議論も必要になると考えられる。

出生数の大幅な減少をはじめとする社会情勢の変化、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化の開始等の大きな制度変更を受け、武蔵野市の保育料審議会において、より広範囲で多面的な検討が求められるようになってきていると言える。そのため、審議会で議論すべき範囲については今後、検討が必要になるとともに、社会の急激な変化の中、4年に一度としている保育料審議会の開催時期の再考が必要となることも想定される。

本審議会では、保育料の議論を実施する中で、武蔵野市の子育てを取り巻く環境について多くの意見が寄せられた。子どもと保護者にとって重要な意見であることから、武蔵野市の今後の子育てに関わる施策への期待として以下に述べる。

#### <子育て支援について>

まず、安心して子どもが育てられるとともに、各家庭の状況や希望に沿った子育てができるようにすることについてである。本審議会では、一時保育の利用料、病児・病後児保育の保護者負担金についても検討を行い、現行の利用料を適当とするという結論となったが、特に一時保育については実施園が少なく、利用したいときに空きがないという市民の声があることが報告されている。一時保育は子育ての相談ができる場として、また子ども同士が関わり合いながら育ち、それを保護者と施設が共に見守ることのできる場として期待されており、必要なときに安心して利用できる環境の拡充を期待したい。家庭で保育を行っている世帯に対しては、各保育施設、幼稚園において多様な支援が行われているところであるが、引き続き各家庭のニーズに沿った取り組みが展開されるとともに、それらが必要な世帯に広く利用されるよう広報、周知の充実が望まれる。

#### <子育てと保護者の働き方について>

全ての子育て家庭が希望に沿った子育てができるようになるためには、社会全体で保護者の働き方についても考えていくことが重要になる。現在、国の進める働き方改革によって、働く人が個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できる社会が目指されているところである。子育て、就労についての考え方や希望、実際の状況が各家庭で異なることや、子どもの育ちにとって望ましい生活を考える必要があることを踏まえ、社会全体で望ましい子育て環境をどのようにつくっていくかを、市民、企業、子育てに関わる団体、施設、行政が共に考えていくことが求められる。

#### <保育の質の向上について>

乳幼児期の子どもの成長にとって重要な環境である保育施設や幼稚園等において、保育の質の向上が一層進んでいくことを望む。武蔵野市ではこれまで、子ども一人ひとりがかけがえのない存在として個性を尊重され、成長、発達が等しく保障されるよう、保育をはじめ様々な施策が取り組まれてきた。また現在、就学前の乳幼児も含めて子どもの権利を市全体で保障するために、「子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定に向けた検討が進められているところである。幼児教育の面では、令和3年11月に「武蔵野市生きる力を育む幼児教育振興検討会議報告書」が出され、武蔵野市として大切にしたい幼児期の生きる力についての考え方が示されるとともに、保育施設、幼稚園といった施設の枠組みを超えた連携や、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の仕組みの整備が今後の方向性として掲げられている。

保育施設、幼稚園を利用する保護者にとって、自分の子どもが通う園の保育の質が豊かなものであるこ

とは最も望まれることである。武蔵野市の様々な取り組みが実際の保育に具体的に活かされることによって、武蔵野市で育つ子どもが希望を持ちながら健やかに成長し、それぞれの子どもの生きる力が育まれていくことを期待したい。



< 審議会委員 >

会長	箕輪 潤子	(武蔵野大学教育学部幼児教育学科教授)
副会長	加藤 篤彦	(武蔵野市私立幼稚園連合会会長)
委員	鶴川 正樹	(公認会計士)
委員	岡部 萬智子	(株式会社すみれ代表取締役社長)
委員	川鍋 和代	(武蔵野市民生児童委員協議会第三地区会長)
委員	鈴木 優里香	(武蔵野市私立幼稚園PTA連合会)
委員	西巻 民一	(西久保保育園園長)
委員	平湯 友子	(子育て応援スペースとことこ理事長)
委員	吉方 久雄	(武蔵野市医師会)
委員	渡邊 成子	(武蔵野市保育園父母会連合会会長)

< 審議日程 >

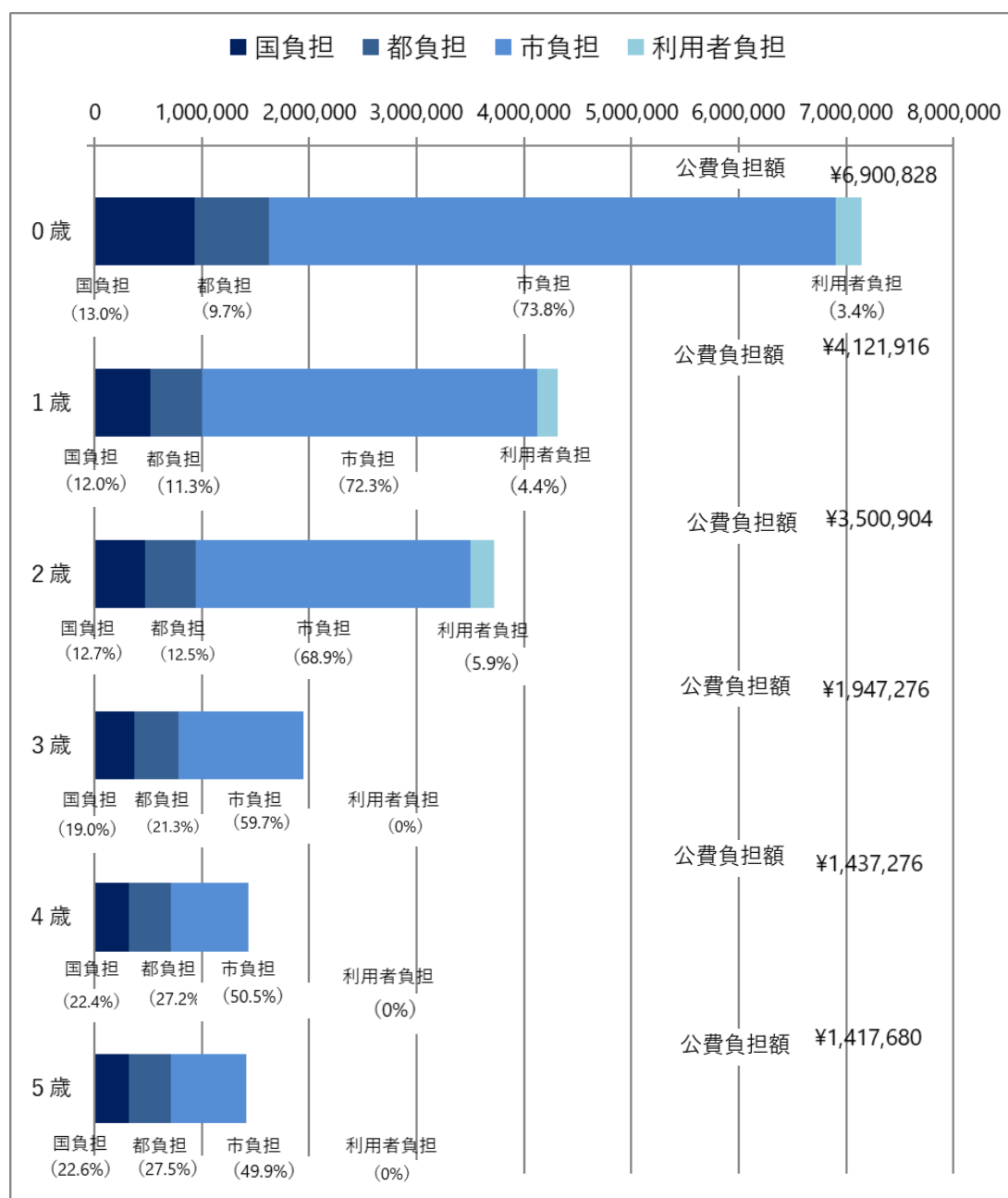
- 第1回 令和4年6月30日
- 第2回 令和4年8月18日
- 第3回 令和4年9月26日
- 第4回 令和4年10月4日

## 年齢別認可保育施設の児童 1 人にかかる費用負担と保育料（年額）

※令和 2 年度の実績

単位：円

年齢	国負担	都負担	市負担	公費負担	利用者負担	合計
0 歳	932,016	695,508	5,273,304	6,900,828	243,073	7,143,901
1 歳	516,576	487,980	3,117,360	4,121,916	188,993	4,310,909
2 歳	471,228	465,348	2,564,328	3,500,904	220,815	3,721,719
3 歳	369,792	414,672	1,162,812	1,947,276	0	1,947,276
4 歳	321,396	390,372	725,508	1,437,276	0	1,437,276
5 歳	320,484	389,892	707,304	1,417,680	0	1,417,680

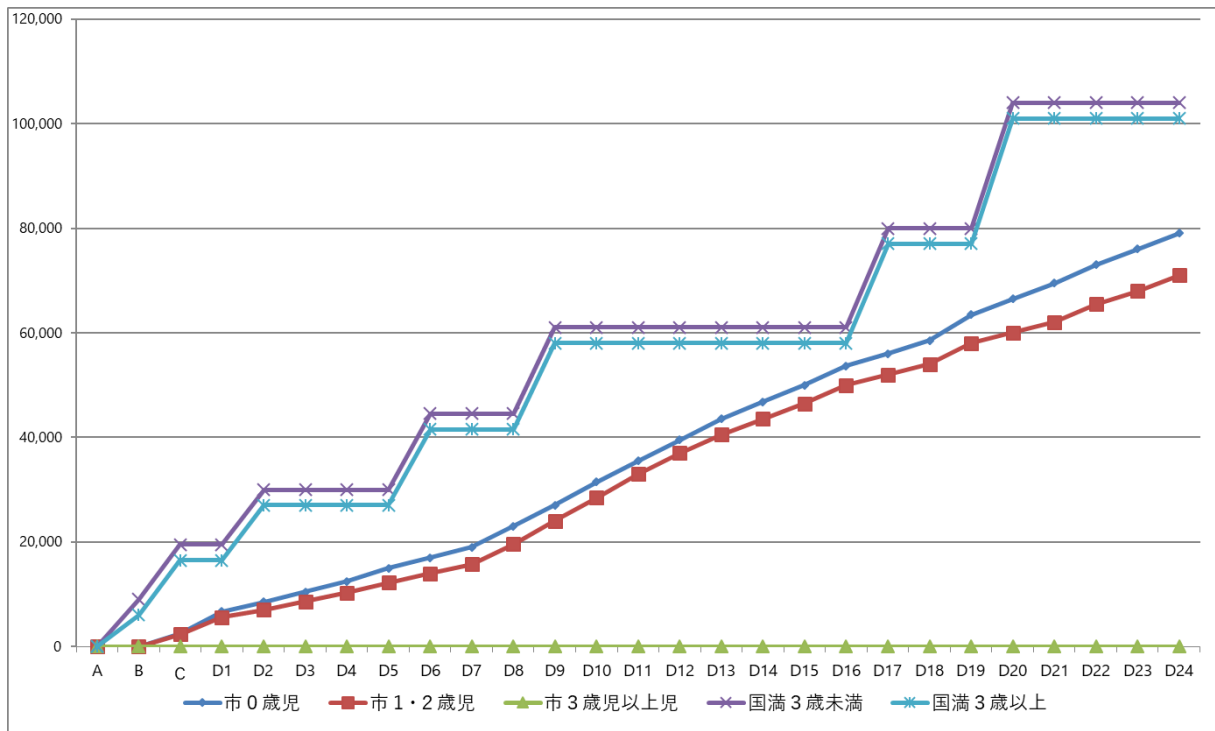


※ 1 人あたりの運営費

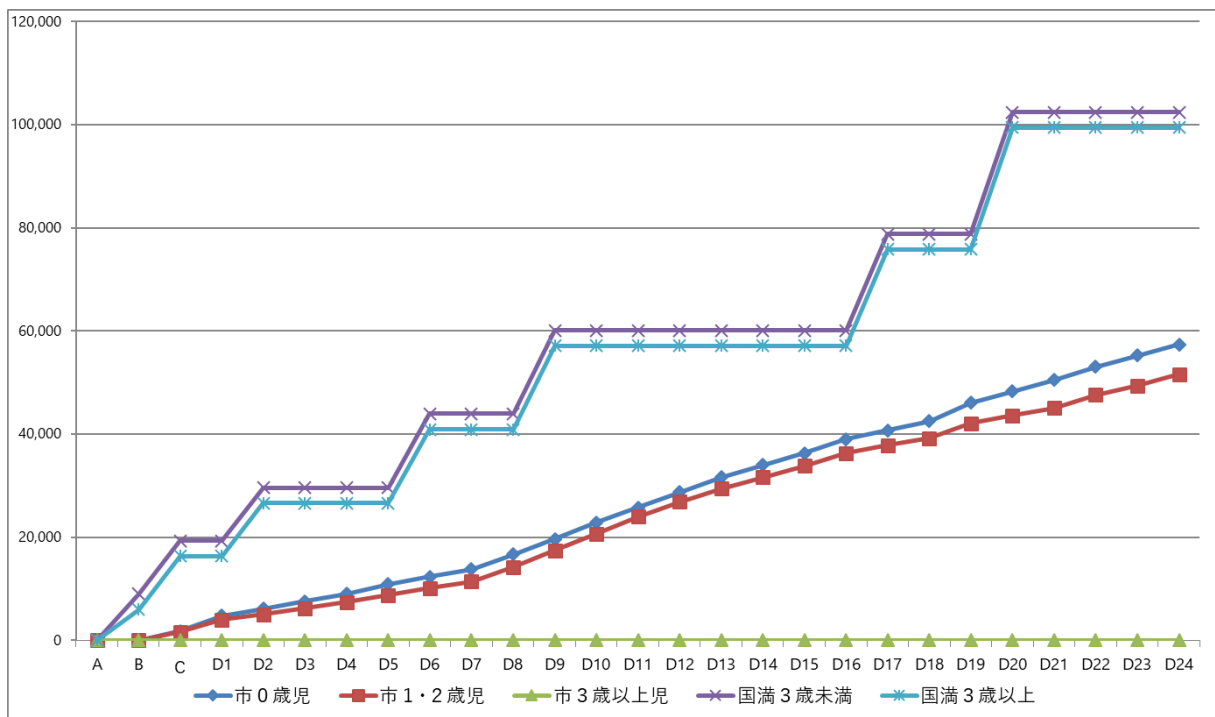
## 保育料徴収基準額

国の徴収基準額（月額）（上段が保育標準時間認定、下段が保育短時間認定の金額）				推定年収	市の徴収金基準額表（上段が保育標準時間認定、下段が保育短時間認定の金額）				
階層	定義	満3歳未満	満3歳以上		階層	定義	0歳児	1・2歳児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0	0	-	A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000	～260万	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	19,500	16,500	～330万	C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの	2,500	2,300	0
		19,300	16,300		D1		48,600円未満	1,800	1,600
第4階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満	30,000	27,000	～470万	D2	48,600円以上52,100円未満	6,700	5,600	0
					D3		52,100円以上66,500円未満	4,800	4,000
		D4	66,500円以上84,500円未満		8,500	7,000		0	
		D5			84,500円以上97,000円未満	6,100	5,000	0	
第5階層	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	44,500	41,500	～640万		D6	97,000円以上139,000円未満	10,500	8,600
					D7	139,000円以上159,000円未満		7,600	6,200
		D8	159,000円以上169,000円未満		12,500		10,300	0	
		D9			169,000円以上204,000円未満	9,000	7,400	0	
第6階層	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	61,000	58,000	～930万		D10	204,000円以上229,000円未満	15,000	12,200
					D11	229,000円以上244,000円未満		10,900	8,800
					D12		244,000円以上259,000円未満	17,000	14,000
					D13	259,000円以上271,000円未満		12,300	10,100
		D14	271,000円以上281,000円未満		19,000		15,700	0	
		D15			281,000円以上291,000円未満	13,800	11,400	0	
		D16	291,000円以上301,000円未満			23,000	19,600	0	
		D17			301,000円以上353,000円未満	16,700	14,200	0	
第7階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	80,000	77,000	～1,130万		D18	353,000円以上383,000円未満	27,000	24,000
					D19	383,000円以上397,000円未満		19,600	17,400
		D20	397,000円以上475,300円未満		31,500		28,500	0	
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	104,000		101,000	1,130万～	D21	475,300円以上600,600円未満	22,900	20,700
			D22			600,600円以上782,400円未満		35,500	33,000
		D23	782,400円以上964,200円未満	25,800			24,000	0	
		D24		964,200円以上		39,500	37,000	0	
		D25	964,200円以上			28,700	26,900	0	
D26	964,200円以上	43,500		40,500	0				
D27		964,200円以上	31,600	29,400	0				
D28	964,200円以上		46,800	43,500	0				
D29		964,200円以上	50,000	46,500	0				
D30	964,200円以上		36,300	33,800	0				
D31		964,200円以上	53,700	50,000	0				
D32	964,200円以上		39,000	36,300	0				
D33		964,200円以上	56,000	52,000	0				
D34	964,200円以上		40,700	37,800	0				
D35		964,200円以上	58,500	54,000	0				
D36	964,200円以上		42,500	39,200	0				
D37		964,200円以上	63,500	58,000	0				
D38	964,200円以上		46,100	42,100	0				
D39		964,200円以上	66,500	60,000	0				
D40	964,200円以上		48,300	43,600	0				
D41		964,200円以上	69,500	62,000	0				
D42	964,200円以上		50,500	45,000	0				
D43		964,200円以上	73,000	65,500	0				
D44	964,200円以上		53,000	47,600	0				
D45		964,200円以上	76,000	68,000	0				
D46	964,200円以上		55,200	49,400	0				
D47		964,200円以上	79,000	71,000	0				
D48	964,200円以上		57,400	51,600	0				

国の徴収基準額と市の徴収基準額の比較（保育標準時間認定）



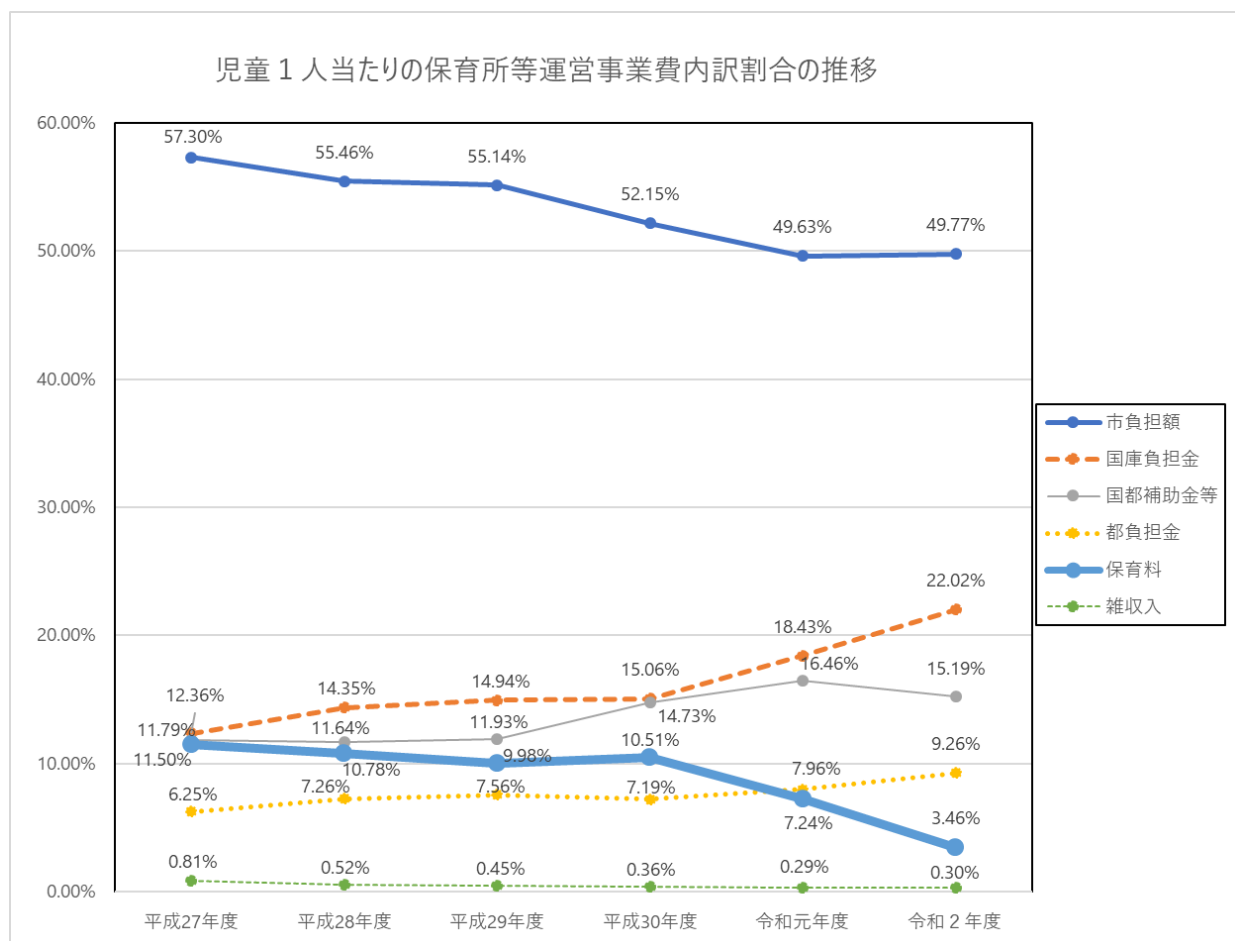
国の徴収基準額と市の徴収基準額の比較（保育短時間認定）



## 児童 1 人あたりの保育所等運営事業費内訳割合の推移

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
市負担額	57.30%	55.46%	55.14%	52.15%	49.63%	49.77%
国庫負担金	12.36%	14.35%	14.94%	15.06%	18.43%	22.02%
国都補助金等	11.79%	11.64%	11.93%	14.73%	16.46%	15.19%
都負担金	6.25%	7.26%	7.56%	7.19%	7.96%	9.26%
保育料	11.50%	10.78%	9.98%	10.51%	7.24%	3.46%
雑収入	0.81%	0.52%	0.45%	0.36%	0.29%	0.30%
合 計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

※保育所等運営事業費は、保育所等運営委託事業費及び市立保育園運営事業費の合算から施設整備費として支出した額を除いた金額。

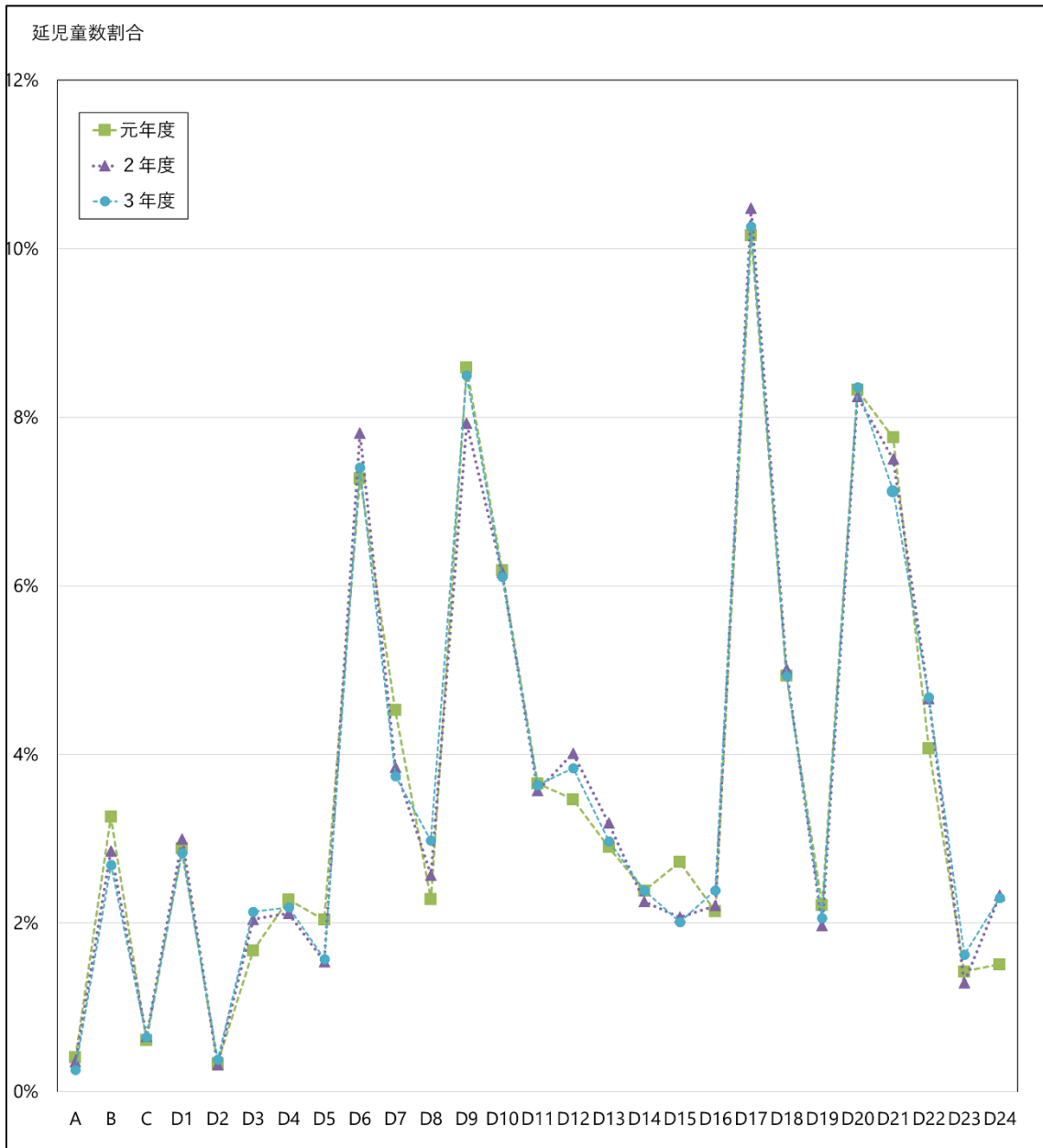


## 認可保育施設一斉入所申込者数の推移

(単位：人)

年度	申込者数 (1次利用調整対象数)	在園児数	
		総数	対前年度
平成30 (2018)	1,248	2,259	138
平成31 (2019)	1,126	2,517	258
令和2 (2020)	1,094	2,747	230
令和3 (2021)	979	2,979	232
令和4 (2022)	1,039	3,030	51

階層別延児童数の割合



階層	A	B	C	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	D10	D11	D12	D13	D14	D15	D16	D17	D18	D19	D20	D21	D22	D23	D24	計
元年度	0%	3%	1%	3%	0%	2%	2%	2%	7%	5%	2%	9%	6%	4%	3%	3%	2%	3%	2%	10%	5%	2%	8%	8%	4%	1%	2%	100%
2年度	0%	3%	1%	3%	0%	2%	2%	2%	8%	4%	3%	8%	6%	4%	4%	3%	2%	2%	2%	10%	5%	2%	8%	8%	5%	1%	2%	100%
3年度	0%	3%	1%	3%	0%	2%	2%	2%	7%	4%	3%	8%	6%	4%	4%	3%	2%	2%	2%	10%	5%	2%	8%	7%	5%	2%	2%	100%